

みなかみ町地方就職支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏の大学に在学している大学生のみなかみ町への移住を伴う群馬県内への就職を支援するため、採用面接に係る交通費の一部を支援することにより、卒業時のU I Jターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的として、みなかみ町地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(地方就職支援金の額)

第2条 就職活動に関する規定「就職・採用活動日程に関する考え方」に沿った卒業年度の採用面接に係る交通費として1人につき1回を限度として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を支給する。

- (1) 就職活動の実施場所が群馬県内の場合 一律6,000円
- (2) 就職活動の実施場所が群馬県よりも東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。ただし、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）を除く。以下同じ。）に近い場合 自己負担額の2分の1以内の額（算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、6,000円を上限とする。
- (3) 就業先企業が交通費の一部を支給している場合 12,000円から企業負担額を差し引いた額の2分の1以内の額（算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）

(支給要件)

第3条 町長は、次の各号の要件を全て満たす者（以下「対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、地方就職支援金を支給する。

- (1) 次に掲げる移住元に関する要件を全て満たす者
 - ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。
 - イ 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。
- (2) 次に掲げる移住先に関する要件を全て満たす者
 - ア 群馬県内に所在する企業に就職することが内定していること。
 - イ 卒業後に内定した企業に就職し、みなかみ町に移住する意思を有していること。
- (3) 次に掲げる就業先に関する要件及び就業条件等に関する要件を全て満たす者
 - ア 就業先に関する要件
 - (7) 勤務地が群馬県内に所在すること。
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。

- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (オ) 対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 移住先市町村からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(4) 次に掲げるその他の要件を全て満たす者

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。
- エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。
- オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等している者でないこと。
- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。
- ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
- ケ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- コ その他群馬県及び対象者の居住する市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(申請)

第4条 地方就職支援金の支給を希望する対象者（以下「申請者」という。）は、みなかみ町地方就職支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長が別に定める日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書
- (2) 在学証明書
- (3) 交通費の領収書
- (4) 内定先企業による内定証明書（様式第2号）
- (5) 移住元の住所を確認できる書類
- (6) 振込先の金融機関、支店及び口座を確認することができる通帳又はキャッシュカード

ドの写し

(7) その他支給要件に該当することを証する書類

(支給決定及び支給方法)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、第3条の支給要件を満たしていると認めるときは、みなかみ町地方就職支援金支給決定通知書(様式第3号)を当該申請者に交付し、速やかに地方就職支援金の全額を一括で支給するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、地方就職支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第6条 町長は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の表の左欄に掲げる場合に該当する場合は、それぞれ同表の右欄に定める額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、町長が認めた場合は、この限りでない。

虚偽の申請であること、居住又は就業の実態がないこと等が明らかとなった場合	地方就職支援金の全額
地方就職支援金の申請日から1年以内に支給要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合	
地方就職支援金の申請日から1年以内にみなかみ町に転入しなかった場合。ただし、申請時に既にみなかみ町に住民票がある場合を除く。	
就業日から1年以内に支給要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から3月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除く。	
みなかみ町への転入日から3年未満でみなかみ町以外の市町村に転出した場合	
みなかみ町への転入日から3年以上5年以内にみなかみ町以外の市町村に転出した場合	地方就職支援金の半額

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。